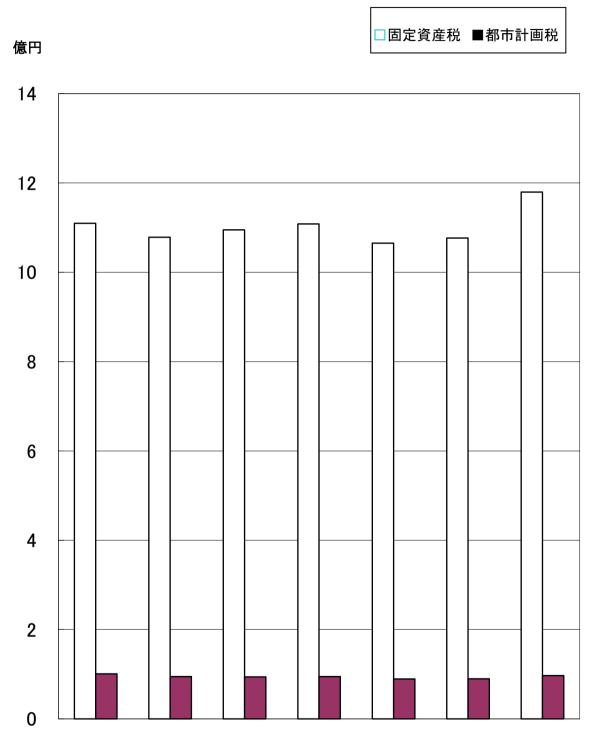
(2) 固定資産税・都市計画税



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産税 決 算 額	1,109,802	1,078,445	1,095,085	1,108,271	1,065,301	1,076,875	1,179,478
都市計画税 決 算 額	100,948	94,632	94,170	94,609	89,212	89,592	96,909

(単位:千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が 納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている 人です。

具体的には次のとおりです。

- (1)土地:土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2)家屋:家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3)償却資産:償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1)土地:田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2)家屋:住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ 土地に定着した建造物
- (3)償却資産:土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産(鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。)で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

なお、土地の価格については、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据 え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格の修正を行います。

(2)償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率=固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用 地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用さ れる場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア.土地:前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより 負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞ れの特例率(小規模住宅用地1/6・その他の住宅用地1/3)を乗じて算出します。

イ. 家屋: 再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものと した場合に必要とされる建築費(再建築価格)を求め、家屋の建築後の年数の経過によって 生ずる損耗の状況による減価率(経年減点補正率)を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産:取得価額×(1-減価率)

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2)税率

固定資産税の税率は、町の条例で100分の1.4としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4(標準税率)です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3)免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土 地: 30万円

イ. 家屋: 20万円

ウ. 償却資産:150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市 計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率=都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準 (評価額に対する前年度課税標準額の割合)を課税の公平の観点から均衡化させることを重視し た税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担 水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めて いく仕組みが導入されました。

負担水準の均衡化・適正化にこれまで取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が図られましたが、依然として地域や土地によってはばらつきが残っているため、平成 21 年度に創設された条例減額制度により、負担水準の均衡化を一層促進する措置が現在講じられています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が 70%を超える土地については、当該年度の評価額の 70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20% を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 本来の課税標準額が以下の額を超える場合には、以下の額が 27 年度の課税標準額となります。

26 年度の課税標準額 + 本来の課税標準額 × 5%

ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の 20%を下回る場合には 20% 相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

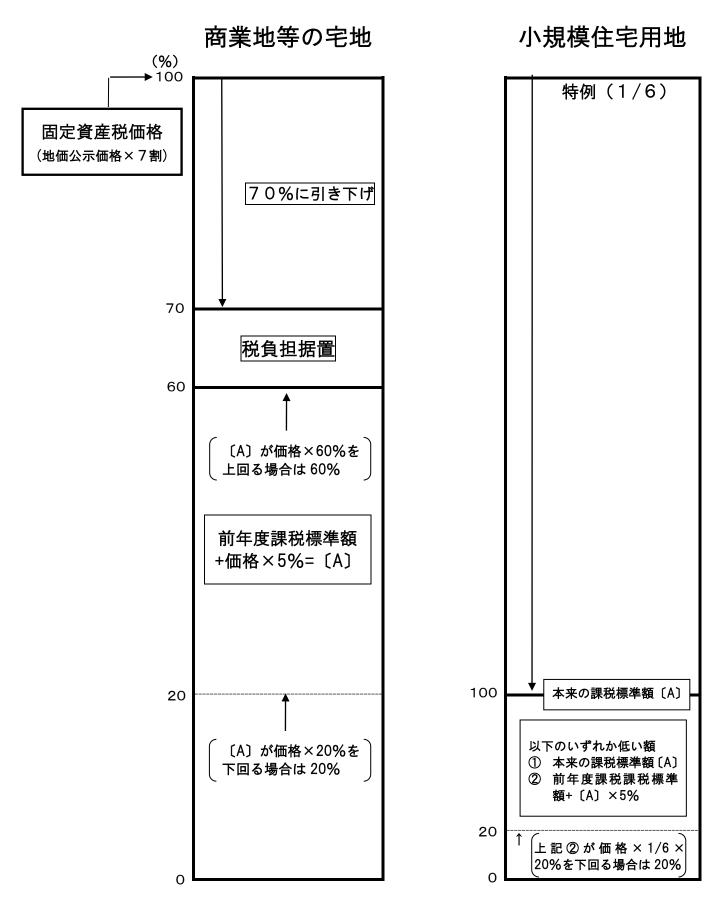
(注)住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過的措置であり、平成 26 年度から据置特例はなくなりました。

(2) 農地(一般農地及び一般市街化区域農地)

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。(一般市街化区域農地に関する特例率(1/3)も継続します。)

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。



(注) 住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過的措置であり、平成 26 年度から据置特例はなくなりました。

49

3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

年 度	23		24		25		26		27	
区分	人数(人)	前年比(%)								
固定資産税	8,781	100	8,801	100	8,817	100	8,920	101	8,939	100
都市計画税	6,657	100	6,675	100	6,693	100	6,691	100	6,696	100

資料:当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

年 度		度 23		24		25		26		27	
区	分	筆棟数	前年比(%)								
土	地(筆)	25,337	100	25,384	100	25,331	100	25,256	100	25,004	99
家	屋(棟)	7,804	100	7,830	100	7,846	100	7,868	100	7,900	100

資料:平成27年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位:千円·%)

	年	度		22				23				24		
区分	\		調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額 前年比	調定額	収入額	調 定 額 前 年 比	収入額 前年比	調定額	収入額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比
	+	地	293,214	285,402	97.4	97.4	285,401	278,091	97.3	97.4	280,181	273,573	98.2	98.4
	家	屋	472,724	460,130	101.6	101.5	482,748	470,383	102.1	102.2	442,138	431,712	91.6	91.8
固定資産税	小	計	765,938	745,532	100.0	99.9	768,149	748,474	100.3	100.4	722,319	705,285	94.0	94.2
	償却	資産	332,654	332,654	105.9	105.9	338,056	338,056	101.6	101.6	341,793	341,793	101.1	101.1
	合	計	1,098,592	1,078,186	101.7	101.7	1,106,205	1,086,530	100.7	100.8	1,064,112	1,047,078	96.2	96.4
	土	地	43,542	42,733	97.6	97.6	42,638	41,879	97.9	98.0	41,991	41,318	98.5	98.7
都市計画税	家	屋	51,361	50,407	101.5	101.5	52,218	51,290	101.7	101.8	47,541	46,781	91.0	91.2
	合	計	94,903	93,140	99.7	99.7	94,856	93,169	100.0	100.0	89,532	88,099	94.4	94.6

	年 度	Ę		25				26				27		
区分	\		調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額 前年比	調定額	収入額	調 定 額 前 年 比	収入額 前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額 前年比
	土	地	277,327	271,545	99.0	99.3	293,071	286,818	105.7	105.6	380,196		129.7	
	家	屋	448,262	438,917	101.4	101.7	485,826	475,459	108.4	108.3	469,853		96.7	
固定資産税	小	計	725,589	710,462	100.5	100.7	778,897	762,277	107.3	107.3	850,049		109.1	
	償却	資産	350,155	350,155	102.4	102.4	397,152	397,152	113.4	113.4	404,884		101.9	
	合	計	1,075,744	1,060,617	101.1	101.3	1,176,049	1,159,429	109.3	109.3	1,254,933		106.7	
	土	地	41,617	41,032	99.1	99.3	43,909	43,288	105.5	105.5	57,253		130.4	
都市計画税	家	屋	48,250	47,571	101.5	101.7	53,063	52,313	110.0	110.0	51,685		97.4	
	合	計	89,867	88,603	100.4	100.6	96,972	95,601	107.9	107.9	108,938		112.3	

資料:決算統計(平成22年度~平成26年度)、当初賦課実績(平成27年度)

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

	区 分	総	数	法	定	免	税	点	法	定	免	税	点
個人		den	~	未	満	の	ŧ	Ø	以	上	Ø	ŧ	Ø
法人の別		(人)			((人)				((人)		
個	人		7,963				1	,698				6	,265
法	人		338					107					231
計	-		8,301				1	,805				6	,496

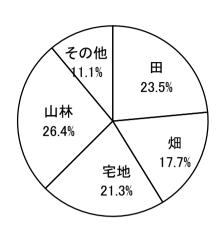
資料:平成27年度概要調書第1表

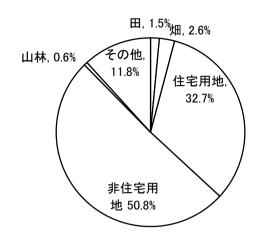
■ 価格等に関する調

$\overline{}$		地		:	
`	区分	型			積
		非課税地積	評価総地積	法定免税点	法定免税点
		プロネイルスと行列	ᄗᄜᄱᄱ	未満のもの	以上のもの
	地 目	(m²)	(㎡)	(㎡)	(イ) — (ウ) (㎡)
	A5 D	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
Ħ	一 般 田	129,559	3,336,889	277,254	3,059,635
ш	市街化区域田	12,719	25,195	19	25,176
畑	一 般 畑	131,025	2,370,477	248,905	2,121,572
ᄱ	市街化区域畑	59,482	161,104	168	160,936
	小規模住宅用地		1,346,278	41,915	1,304,363
宅	一般住宅用地		681,361	909	680,452
地	商業地等		1,020,600	319	1,020,281
	計	196,260	3,048,239	43,143	3,005,096
塩	田				
鉱	泉 地				
池	沼	68,135			
山林	一般 山林	252,400	3,511,191	458,043	3,053,148
林	介 在 山 林	30,575	268,887	28,268	240,619
牧	場				
原	野	55,809	454,744	129,503	325,241
	ゴルフ場の用地				
雑	遊園地等の用地				
種	鉄 軌 道 用 地	69	324,131	3	324,128
地	その他の雑種地	66,398	801,810	74,688	727,122
	計	66,467	1,125,941	74,691	1,051,250
そ	の 他	3,704,902			
合	計	4,707,333	14,302,667	1,259,994	13,042,673

地積による地目別構成比

課税標準額による地目別構成比 (法定免税点以上のもの)





	決	定	価	格	筆			数	単位当	り価格
総額	i	法定免税点	法定免税点	(キ)に係る	非 課 税	評価総筆数	法定免税点	法定免税点	平均価格	最高価格
一下 100	Į.	未満のもの	以上のもの	課税標準額	筆 数	計画秘事数	未満のもの	以上のもの	(オ) / (イ)	双同测计
(千円))	(千円)	(オ)ー(カ)(千円)	(千円)	(筆)	(筆)	(筆)	(コ)ー (サ) (筆)	(円/㎡)	(円/㎡)
(オ)		(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)
349,30	06	28,949	320,357	320,357	507	4,029	452	3,577	105	113
268,20	03	294	267,909	89,259	56	66	1	65	10,645	27,648
142,80	64	14,962	127,902	127,902	326	2,746	363	2,383	60	61
1,964,90	67	1,406	1,963,561	580,491	263	392	7	385	12,197	35,000
35,924,38	86	413,169	35,511,217	5,918,536		7,542	429	7,113	26,684	61,775
8,939,50	66	7,586	8,931,980	2,977,326		3,845	33	3,812	13,120	61,775
19,765,1	53	3,240	19,761,913	13,788,505		1,418	20	1,398	19,366	68,100
64,629,10	05	423,995	64,205,110	22,684,367	397	12,805	482	12,323	21,202	68,100
					17					
170,6	17	21,835	148,782	148,782	349	2,929	699	2,230	49	51
12,4	77	1,312	11,165	11,165	115	373	59	314	46	46
20,40	64	5,828	14,636	14,636	221	1,711	458	1,253	45	45
878,30	64	8	878,356	614,849	1	1,234	1	1,233	2,710	3,011
3,694,2	57	29,038	3,665,219	2,565,074	513	1,799	558	1,241	4,607	60,563
4,572,62	21	29,046	4,543,575	3,179,923	514	3,033	559	2,474	4,061	60,563
					6,425					
72,130,62	24	527,627	71,602,997	27,156,882	9,190	28,084	3,080	25,004	5,043	

資料:平成27年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

	区分	地 積	決定価格	課税標準額	単位当	り価格	皇古体地
į,	地区別	(㎡)	(千円)	(千円)	平均価格	最高価格	· 最高価格地
		(ア)	(1)	(ウ)	(円/㎡)	(円/㎡)	の所在地
ᆄ	繁 華 街						
商業	高度商業地区						
地区	普通商業地区	184,183	5,857,830	3,689,652	31,804	68,100	中央台2丁目
	計	184,183	5,857,830	3,689,652	31,804	68,100	
4-	併用住宅地区						
住宅	高級住宅地区						
地区	普通住宅地区	1,668,944	47,978,354	14,480,316	28,748	53,955	中央台1丁目
	計	1,668,944	47,978,354	14,480,316	28,748	53,955	
_	大工業地区						
業	中小工業地区						
工業地区	家内工業地区						
	計						
村	集団地区						
落地	村 落 地 区	1,143,740	10,340,965	4,498,851	9,041	42,596	中川 堤下広町
区	計	1,143,740	10,340,965	4,498,851	9,041	42,596	
観	光 地 区						
農業	拝施設の用に供する宅地	8,229	27,961	15,548	3,398	4,003	柏木 谷津下
生	産緑地地区内の宅地						
合	計	3,005,096	64,205,110	22,684,367	21,365		

資料:平成27年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区	分	総数	法定免税点	法定免税点	提 示 平 均 価 額(円)
),	1110 3K	未満のもの	以上のもの	泛水十岁间最(1)
納 税 義 務	者(人)	7,183	185	6,998	
棟数	木 造	6,408	250	6,158	木造家屋
174 50	非木造	1,757	15	1,742	非木造家屋
(棟)	計	8,165	265	7,900	_単位当り価格_ 提示平均価額
床面積	木 造	662,830	9,582	653,248	木造家屋
	非木造	471,439	373	471,066	非木造家屋
(㎡)	計	1,134,269	9,955	1,124,314	
決定価格	木 造	15,427,052	14,223	15,412,829	
大	非木造	19,084,347	1,542	19,082,805	
(千円)	計	34,511,399	15,765	34,495,634	実際免税点の額
単位当り価格	木 造	23,275	1,484	23,594	200,000円
ギ ဃヨッ剛僧 	非木造	40,481	4,134	40,510	
(円)	計	30,426	1,584	30,681	

資料:平成27年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

	増 減	新	増	築	減		少
年度	項目	木 造	非木造	計	木 造	非木造	計
	棟数(棟)	63	9	72	54	6	60
23	面積(㎡)	6,907	995	7,902	3,964	440	4,404
20	㎡当り単価 (円)	67,678	72,379	68,083	10,232	12,752	10,484
	決 定 価 格 (千 円)	467,641	70,353	537,994	40,559	5,611	46,170
	棟数(棟)	47	20	67	50	6	56
24	面積(㎡)	6,511	7,292	13,803	2,891	512	3,403
24	㎡当り単価 (円)	65,811	70,032	68,041	12,690	35,734	16,157
	決 定 価 格 (千 円)	428,495	510,675	939,170	36,686	18,296	54,982
	棟数(棟)	67	17	84	68	6	74
25	面積(㎡)	7,379	2,549	9,928	5,159	703	5,862
25	㎡当り単価 (円)	62,431	72,711	65,070	10,858	39,395	14,280
	決 定 価 格 (千 円)	460,676	185,340	646,016	56,017	27,695	83,712
	棟数(棟)	63	33	96	68	12	80
26	面積(㎡)	7,408	27,401	34,809	5,124	1,039	6,163
20	㎡当り単価 (円)	62,337	80,389	76,547	11,362	43,411	16,765
	決 定 価 格 (千 円)	461,791	2,202,726	2,664,517	58,218	45,104	103,322
	棟数(棟)	68	16	84	60	15	75
27	面積(㎡)	8,380	4,044	12,424	3,936	1,941	5,877
<i>'</i>	㎡当り単価 (円)	69,596	58,235	65,898	12,239	11,698	12,060
	決 定 価 格 (千 円)	583,216	235,501	818,717	48,172	22,706	70,878

資料:平成27年度概要調書第31表~第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

	\	価格等	地 積(千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
区	分		床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
	J.	宅 地	1,881	54,403,860	25,737,847
	宅		498	2,693,776	1,885,716
土地	土地		2,379	57,097,636	27,623,563
	農	地	186	2,231,469	1,002,914
		計	2,565	59,329,105	28,626,477
	木	造家屋	470,740	11,929,443	11,929,443
家 屋	非木造家屋		312,412	13,913,116	13,913,116
	計		783,152	25,842,559	25,842,559
合		計		85,171,664	54,469,036

資料:平成27年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位:千円)

						課税標準	額 の 内 訳
種類			類	決定 価格	課税標準額	課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの
m-	構築		物	4,737,373	4,569,359	101,133	4,468,226
町 長が	機械及	び装	置	2,814,267	2,751,453	121,736	2,629,717
	船		舶				
価格等を決定	航 空	1	機				
決定	車両及び	運搬	と 具	25,178	25,178		25,178
しし	工具、器具	及び	備品	1,585,678	1,585,576	154	1,585,422
たもの	調整	•	額				
	小	計	-	9,162,496	8,931,566	223,023	8,708,543
法第	総務大臣が価格等を決 定し、配分したもの			19,830,837	18,926,312		
389 条関	都道府県知事 決定し、配允			1,062,955	1,062,955		
係	小		計	20,893,792	19,989,267		
法第743条第1項の規定により都道 府県知事が価格等を決定したもの							
合			計	30,056,288	28,920,833		
内	町 分	Ø	額		28,920,833		
訳	県 分	Ø	額				

資料:平成27度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア)調定の状況

(単位:千円・団体)

区分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1,569,764	341,934	4,787	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位:千円)

区		分	国 有 資 産		公 有	交付金額計	
),	算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	文刊 亚嵌山
	住宅	1/6適用			204,266	2,859,700	
貸付資産	に係る	1/3適用					
資産	もの	2/5適用			137,668	1,927,300	
住宅以外のもの		住宅以外のもの					
計			0	0	341,934	4,787,000	4,787,000

(注) 1/6適用:小規模住宅用地、1/3適用:一般住宅用地、2/5適用:住宅及び住宅用地

資料:平成27年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格(基準日:各年1月1日)

■ 地価公示価格(基準日:各年1月1日)					(単位:円/㎡)			
所 在	22	23	24	25	26	27		
中央台1丁目14-11			\setminus	68,700	68,700	68,700		
東酒々井一丁目1-217	63,600	63,300	62,600	62,100	62,000	62,000		
中川字苗代場328	59,200	59,000	58,100	57,700	57,600	57,600		
本佐倉字北押出し263-196	36,600	34,600	33,300	32,200	31,600	31,300		
馬橋字中之尾余673-3(調整区域)	21,800	20,400	19,500	18,800	18,300	18,000		
下岩橋字作畑262-7	28,000	26,600	25,800	25,300	25,000	24,800		
酒々井1632-7				33,000	32,900	32,900		

■ 県基準地価格(基準日:各年7月1日)

■ 県基準地価格(基準日:各年7月1日)					(単位:円/㎡)			
所 在	22	23	24	25	26	27		
中央台2丁目14-10	67,600	66,600	66,300	66,300	66,300	66,300		
上岩橋字岩崎348-5	49,600	48,700	48,300	48,000	47,900	47,800		
東酒々井四丁目4-145	59,100	58,200	57,600	57,600	57,600	57,600		
上本佐倉一丁目6-4	32,300	31,100	30,000	29,600	29,500	29,500		
尾上字馬場354(調整区域)	8,800	8,400	8,200	8,100	8,100	8,100		
中央台1丁目29番4			/			85,000		

■ 固定資産税基準地等評価額(平成27年1月1日)

基準	単 地 の 所 在	評価額(円/㎡)
酒々井字横町	(町道02-009号線付近)	17,900
酒々井字下宿	(県道宗吾酒々井線付近)	23,600
上本佐倉字中宿	(町道02-011号線付近)	18,800
本佐倉北押出し	(成城台団地)	21,300
本佐倉南押出し	(町道3B-080号線付近)	13,300
馬橋字中之尾余	(町道3B-141号線付近)	12,300
尾上字柳作	(国道296号線付近)	12,000
墨字仲之尾余	(町道3B-046号線付近)	5,700
中川字埜原谷津	(国道51号線付近)	41,300
上岩橋字中川	(町道02-005号線付近)	33,500
柏木字鶴巻	(町道01-003号線付近)	11,300
下岩橋字溜ノ台	(町道01-001号線付近)	25,000
伊篠字大日	(国道51号線付近)	17,500
伊篠新田字井戸台	(町道2B-010号線付近)	6,300
上本佐倉一丁目	(国道51号線付近)	22,800
東酒々井一丁目	(町道01-007 号 線付近)	53,700
東酒々井三丁目	(町道2B-065号線付近)	38,500
東酒々井五丁目	(町道01-007号線付近)	40,600
中央台1丁目	(町道01-006号線付近)	59,500
中央台2丁目	(町道02-008号線付近)	47,300
中央台4丁目	(町道02-008号線付近)	44,500
ふじき野一丁目	(町道2B-288号線付近)	34,200